

勝部自治会軽トラックの使用規程

第1条 総則

1. この規定は本自治会所有の軽トラックの適正な管理運用方法について定める。

第2条 使用手続き

1. 軽トラックを借り受けて使用する者は、自治会長に「軽トラック使用願い」を提出し、承認を得なければならない。

ただし、執行部役員、まちづくり推進員ならびに消防、防災、パトロール用務は「軽トラック使用願い」の提出を省略できる。

第3条 使用用途

1. 使用の用途は次の通りとし、公用のみとする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 自治会(執行部役員)の用務 | (2) まちづくり推進員の用務 |
| (3) 消防、防災の用務 | (4) 町内パトロールの用務 |
| (5) 班の用務 | (6) 民生委員・児童委員の用務 |
| (7) 健康推進委員の用務 | (8) 福祉協力員の用務 |
| (9) 地域環境推進員の用務 | (10) 各種団体の用務 |
| (11) 自治会長が認める自治会の用務 | |

第4条 使用申込者

1. 使用を申し込むことができる者は次の通りとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 執行部役員 | (2) まちづくり推進員 |
| (3) 義勇消防隊長、副隊長 | (4) 婦人消防隊長、副隊長 |
| (5) 班長 | (6) 民生委員・児童委員 |
| (7) 健康推進員 | (8) 福祉協力員 |
| (9) 地域環境推進員 | (10) 各種団体長 |
| (11) パトロール要員 | (12) 自治会長が認める者 |

2. 使用申込者は自ら運転するか、または同乗することを基本とする。

ただし、自治会長に「軽トラック運転者事前届け」を提出し、事前に承認された者に運転させる時は同乗しなくてもよい。

第5条 使用記録

1. すべての運転者は、運転の前後に「軽トラック運転日誌」に該当事項を記入し、運転終了後「キー」とともに自治会長に返却すること。

2. 「軽トラック使用願い」、「軽トラック運転日誌」などの記載に虚偽があった場合は、自治会長は使用申込者が所属する団体への貸出しを中止することができる。

附則

この規定は平成22年3月14日より実施する。